

(契約の履行)

第1条 納入する物品は、発注者の指示する規格形式（別紙の仕様書、図面等）のとおりのもとする。

(納入品の通知)

第2条 受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知するものとする。

(納入品の検査)

第3条 発注者は、物品が納入されたときは、受注者の立会いの上、検査を行わなければならない。

(不合格品の処置)

第4条 発注者は、検査の結果、契約内容の全部又は一部が契約に違反し、又は不当であることを発見したときは、受注者に対して、補正又は交換を請求することができる。

(瑕疵の保証)

第5条 受注者は、納入物品の引渡し後12か月はその物品の隠れた瑕疵について現品の交換又は補修の責任を負うものとする。

(納入期限の延期)

第6条 受注者は、天災地変その他正当な理由により、契約期間内に納品することができないときは、その理由を詳記し納入期限内に期間の延長を願い出ることができる。

(危険負担)

第7条 発注者の納品検査前に発注者及び受注者は、双方の責めに帰することのできない理由により発生した損害については、一切受注者の責任とする。

(代金の支払)

第8条 受注者は、第3条の検査に合格した後に発注者に請求書を提出するものとし、発注者は、適法な請求書を受領した日から30日以内に契約金額を受注者に支払うものとする。ただし、特別な理由のある場合はこの限りではない。

(納期の遅延)

第9条 受注者が当初の納入期限までに物品を納入しないときは、発注者は遅延料として、納入期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、履行されない部分に相当する金額につき年2.7%の率により算出した金額を請求することができる。ただし、天災その他やむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入できないときは、この限りでない。

(権利譲渡の禁止)

第10条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、発注者はこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が納入期限までに良品を納入しないとき。

(2) 受注者がこの契約を完全に履行する見込みがないと発注者が認めたとき。

(損害の賠償義務)

第12条 受注者は、前条の規定により、この契約が解除された場合、これによって発注者に生じた損害の額を発注者の請求に基づき、速やかに発注者に納付しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 受注者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義等の決定)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者及び受注者は、協議して定めるものとする。